

再審法改正 今こそ インタビュー

—1966年の静岡県一家4人殺害事件で死刑判決を受けた袴田巖さん(89)の再審無罪を受け、昨年末の参院法務委員会で法務省に検察の姿勢をたどした。

「昨年9月に再審無罪を言い渡した静岡地裁判決は、犯行着衣とされた証拠などを『捜査機関の捏造』と踏み込んだ。しかし、その後の検事総長談話では判決に『(捏造の)何ら具体的な証拠や根拠が示されていない』『強い不満を抱かざるを得ない』などと反論。袴田さんをなおも犯

弁護士の参院議員

古庄玄知さん



こしょう・はるとも 大分県国東市生まれ。1985年に弁護士登録し、2008年から1年間、同県弁護士会長を務めた。22年の参院選で自民党から出馬して初当選し、1期目。党の法務部会副部会長や参院法務委員会理事を務める。67歳。

「検察の意識改革に期待」

人視し、検察の主張の方が正しいと言っているようだ。捜査の不備を指摘されても変わらない検察の体質が凝縮されていると感じた」

—大阪地検の元検事正による性的暴行事件や、検事が取り調べで「検察なめんなよ」と罵倒したことも発覚。検察

の問題が続く。

「自分たちは正しい」「正義を実現する」という姿勢が強すぎるのではないか。誤っているかもしれないという意識が薄いこともあり、十分な証拠がなくても無理な摘発につながる懸念がある」

「大分県で刑事事件の弁護

をした際、摘発への思いが強すぎて視野が狭いと感じる検事がいた。昔は、公益の代表者として国民に代わり正義を実現する検察が間違っはすはないという認識が社会に強かったが、今は信頼を失っている」

—再審法（刑事訴訟法の再

審理の長期化を防げる」

「袴田さんの再審無罪などで社会的に関心が高まりつつあるが、市民の感覚からすればまだまだ遠い問題だ。さらなる世論の喚起のためにも、議連の動きは大事になる。冤罪や再審の問題も身の回りでいつ起きるか分からない問題。法改正の議論とともに、誰もが身近な問題と感ぜられる取り組みが必要だろう」

—法務省が法制審議会（法相の諮問機関）で法改正に向けた議論を始めた。

「法務省や検察庁は本音では改正したくないと思っているはずだ。捜査の不備などに気付かされる可能性があるからだ。ただ、議論の過程で検察の意識が少しずつ変わることに期待もしている。真摯に取り組んでほしい」
（聞き手は小川勝也、写真は古川大二）